



◎贈与税の申告と納税◎

- ・贈与とは、当事者(贈与者)の一方が自己の財産を無償で相手方(受贈者)に与えることを内容とする契約です。

(1)どんな人が贈与税の申告をする必要があるの？

暦年(1月1日～12月31日)の1年間に贈与を受けた財産(例えば金銭、不動産、有価証券等)の価額の合計が110万円を超える人(財産をもらった人)は贈与税の申告をする必要があります。＊過去に相続時精算課税贈与を申告している人は例外あり。

(2)贈与税の申告書はいつまでに提出するの？

贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日までの間に財産をもらった人の住所地を所轄している税務署に贈与税の申告書を提出します。

(所得税の確定申告書と違い、2月1日から申告書の提出を受け付けています。)

(3)いつまでに納付する必要があるの？

贈与税の申告書の提出期限までに、つまり3月15日までに財産をもらった人が贈与税を納付する必要があります。

具体的には贈与税の納付書を金融機関に持参し、納付します。

○ 贈与の申告には贈与契約書を添付することが望ましいです。

また、相続時精算課税贈与、住宅取得等資金贈与、教育資金の一括贈与などは贈与契約書以外の資料の添付が求められています。

○ 自分が保険料を負担していない生命保険金を受け取った場合、あるいは債務の免除等により利益を受けた場合などは、贈与を受けたものとみなされて贈与税がかかります。

○ 個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

会社など法人から財産をもらったときは、所得税の課税対象となります。

○ 贈与により土地や建物を取得したときは、不動産取得税がかかります。

○ ご不明な点等ございましたら、担当者にお問い合わせください。

税理士法人土手内総合事務所